

# 佐野遺跡範囲確認調査報告

昭和 50 年 12 月

長野県下高井郡山ノ内町教育委員会

# 佐野遺跡範囲確認調査報告

昭和 50 年 12 月

長野県下高井郡山ノ内町教育委員会

## 序

佐野は、深雪地帯という郷土の自然に密着して形成され、発展を遂げた文化の貴重な遺跡であって、その出土遺物は、縄文晩期における中部山岳地帯の標識的存在とみなされている。ところが昭和48年11月山ノ内町穗波農業協同組合が遺跡の中心とされていた1417m<sup>91</sup>の土地の所有権を取得し、同49年4月当該土地に倉庫を建設する計画が公にされたことにより地元研究者による保存運動が起り、これが全県的なものになり、また地区の有識者による保存組織ができて具体策が検討されるにいたった。町としては、これに対応して史跡指定を受け町有地として公有化をはかるべく県及び文化庁へ要請を続けてきた。これまで遺跡の範囲については、確認されていなかった。関係当局の意向を受け昭和50年度の国庫補助事業として今回の遺跡範囲確認調査事業を行うことになったわけである。

調査は、かつて佐野遺跡の学術調査をしていただき、かつ、深い理解をいただいている永峯光一氏を団長とする佐野遺跡調査団に委託し、異例の残暑の続く8月17日から21日までの間に行っていただいた。この報告書は、その成果をまとめていただいたものである。

この報告書の刊行にあたり残暑きびしい中で調査に取り組んでいただき、そのご整理にあたっていただいた永峯団長をはじめとする調査団各位、この調査の実施に深い理解をもって承諾をし、協力をいただいた土地所有者と居住者関係各位、それから連日の暑さのなかでお手伝いをいただいた地元の保存委員会をはじめとする多数の各位、町当局及び関係者各位に対し深甚な謝意を表する次第である。

昭和50年12月

長野県下高井郡山ノ内町教育委員会

教育長 村上富吉

# 目 次

序	
例言	
(1)はじめに	1
(2)土地利用の変遷と遺跡	2
(3)調査地点の配置と調査坑	3
(4)土層の堆積状態	4
(5)遺構・遺物の状態	5
遺構	5
遺物	6
(6)結び—遺跡の範囲	7

## 図版目次

図版 I ①遺跡遠景(西方より)

②遺跡全景(南方より)

図版 II ①22調査坑集石址(基部)

②29調査坑遺物出土状態

図版 III ①29調査坑北壁の層位

②30調査坑集石址(上部)

図版 IV ①30調査坑集石址(下部)

②42調査坑集石址(上部)

## 挿図目次

第1図 調査地点配置図(折込み)

第2図 土層の柱状図

第3図 遺跡の範囲と湧水線

## 例　　言

1. 本書は、山ノ内町教育委員会が昭和50年度国庫補助事業として計画し、実施した佐野遺跡範囲確認調査の報告書である。

2. 調査は佐野遺跡調査団に委託した。

3. 本書の執筆には、調査団を代表して永峯光一が当った。

4. 調査に際し、多大の御高配を頂いた土地所有者ならびに居住関係者は次の各位である。  
銘記してお礼申し上げたい。

(土地所有者) 山ノ内町穂波農業協同組合・中島定五郎・中沢正・湯本与三郎・山本克己  
・宮沢武・藤沢初・宮崎栄・内田永一郎・宮崎栄人、(居住関係者) 山ノ内南小学校・教員住宅・町営住宅・南部駐在所　(順不同)

5. 御多忙の折柄、連日お手伝い頂いた方々は下記の通りである。

湯本正一・養田正芳・宮入徳男・大裕豊重・池田なみ江・湯本好博・大裕英夫・養田英雄・山本昭吉・山本 仁・白鳥富久・宮入恒治・宮入義文・養田喜次・小西徳長・黒岩薰・山本保右エ門・湯本隆二・湯本徳造・湯本市治郎・養田三端・宮入竹男・宮入代男・中山宗吉・養田和栄・黒岩常雄・倉田要作・山本逸郎・中山清文・宮崎裕治・小鳴賢太郎・古幡忠二・宮崎正雄・古幡 清・望月虎雄・望月省三・児玉辰郎・古幡 務・宮崎仲次・宮崎小太郎・堀内隆清・堀内貞二・児玉恒春・黒岩豊治郎・小島博士・沢村繁・吉羽英一・北原徳夫・下田義雄・春原金藏・下田甚吾・佐藤甲子雄・桜井助治・黒岩好美・下田繁雄・樋口昭二・下田英次郎・生玉栄作・中山直藏・湯本吉美・中山茂敏・鈴木啓司・生玉豊太郎・鈴木春吉・生玉忠勝・山本秋勇・中山卯三郎・大林辰造・宮崎 修・山本良己・宮崎 薫・村上 治・内田幹雄・篠原 治・柴草男治・宮崎 栄保倉三郎・保倉善四郎・大井基男・小林憲雄・宮入恵喜・宮田 勇

(教育委員会) 畑上忠雄・山本悦三・藤沢房子・小林貞信・小林正人・柄沢清太郎・小林 一　(順不同)

6. 調査ないし整理作業の直接の扱い手となつた新進の方々は、大原正義・金井正三・望月静雄・太田文雄・西沢盛次・広瀬昭弘の諸氏である。ともども深く感謝の意を表するものである。

## (1) はじめに

佐野遺跡の保存問題は、遺跡の中心とされていた1417m<sup>2</sup>の土地の所有権が、昭和48年11月に穗波農業協同組合へ移転したことに胚胎するといってよい。農業協同組合といえどもある種の収益をあげることを目的とする事業体であるから、その目的に照らし有効な財産の利用を計るのは当然の行為であり、そこに遺跡の保護保存との間の競合が惹き起されるのも、また致し方のないなりゆきといわねばならない。果して、翌49年4月に至り当該地の農協倉庫建設が公に伝えられるや地元研究者による保存運動が表面化し、ほどなく長野県考古学会もこぞって運動の支援を開始した。一方、山ノ内町教育委員会も県の所轄当局と連絡を保ち対処策を協議しつつあったが、そのうち地区の有識者が中心となって組織されている佐野埋蔵文化財保護委員会内に佐野遺跡保存会が設置され、地元にも保存に対する具体的な方策を検討する気運を生じてきたのである。

かくして各方面から提出された保存要望の趣旨は、いづれも国・県の史跡指定をうけ、あるいは町で買い上げて土地の公有化をはかるに尽きるものであった。それらの意向は県に伝達され、また県を通じ、ないしは直接文化庁へも屢々陳情・要望が繰返されるところとなった。しかし、関係当局が行政的な措置をとろうとしても、遺跡の実態、とくに遺跡の範囲が認定されていない段階では、問題を粗上にのせられないことは自明の理である。そこで文化庁筋の見解に従い、まず範囲確認調査を実施して協議・検討の基礎的な資料を作製することになり、50年度の国庫補助事業として今回の調査が行なわれたのである。

調査の実施機関としては佐野遺跡調査団が本年5月に結成され、事務局は山ノ内町教育委員会に置かれることになった。構成は次の通りである。

### 佐野遺跡調査団

調査団長 永峯光一 国学院大学文学部講師

顧問 金井喜久一郎 長野県文化財専門委員  
山ノ内町文化財専門委員長

調査員 田川幸生 中野市長丘小学校教諭 金井汲次 元長野県教育委員会  
文化課文化財係長

高橋 桂 飯山北高等学校教諭 関 孝一 須坂園芸高等学校教諭

松澤芳宏 日本考古学协会会员 山上右八 山ノ内町文化財調査委員

畔上秀雄 山ノ内町文化財調査委員

事務担当 藤沢万之丞 山ノ内町教育委員会社会教育係長

調査は8月11日の杭打ちをもって、同月17日より21日までの5日間、異例の残暑が続く

なかで行われ、所期の目的をひとまず達成することができた。それにつけても所有地または居住地内の調査を承諾された地主関係者諸氏の好意と協力とを得られなかつたら、調査の実施は不可能であったし、それにも増して連日の発掘作業に献身を惜しまれなかつた佐野遺跡保存会および佐野史調査員の各氏の助力がなければ、作業の進捗は望むべくもなかつた。さらに山ノ内町教育委員会・長野県教育委員会関係諸氏の支援にも多大なものがあつた；ともども深甚の謝意を述べたい。

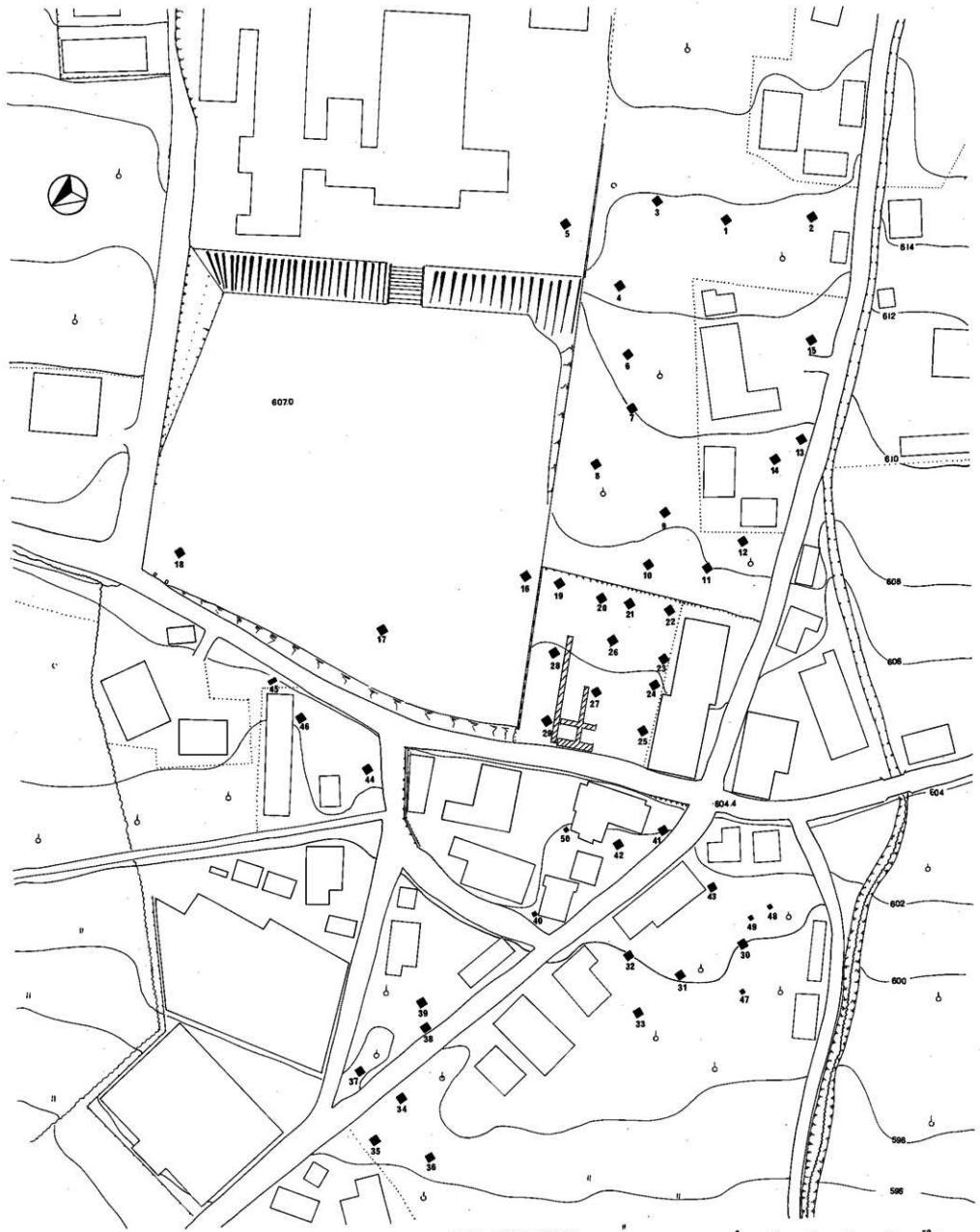
なお、調査期間中ばかりではなく、調査のかなり以前から準備などに身を粉にして尽力してくれた調査員の諸氏には、本務多忙の折柄大変な負担をかけたことと思う。また、手足の如く無理な注文にも応じて調査と整理に従事してくれた若い研究者諸君には、長期間にわたって文字通り陰の支えになつてもらった。ここに心からねぎらいと感謝の意を表するものである。

## (2) 土地利用の変遷と遺跡

昭和33年および34年に発掘調査を行つた地点は、山ノ内南小学校々庭と穂波農協との間に挟まれ、県道宮村・湯田中線に接するリンゴ畠の一隅であった。地籍では山ノ内町大字佐野字畠中1175～1に当つている(第1図斜線で埋めた部分)。この畠地一帯は大部分桑畠であったが、一部には蔬菜が栽培されており、故神田五六氏が多量の石築をはじめとする遺物を採集し、遺跡の中核と目されていた地域である。しかし、その十数年前の調査では、作物栽培の都合上、思うようにトレンチを設定できない事情があつたので、遺跡の拡がりについてはほとんど不間に付さざるを得なかつた。

その後、社会情勢の推移とともに佐野地区の土地利用状況も、急激な変容をとげてきた。水田はモザイク状に埋立てられて宅地あるいは果樹園と化し、果樹園また伐り払われて家が建ち、道路となつてしまつてゐる。まことにその変貌には驚くべきものがある。佐野遺跡の保存もそうした状況の一環として問題化したことはいうまでもない。

元来、佐野附近一帯は内角間川(三澤川)扇状地の裾に当つていて、東南から西北に向うかなり急傾斜の地形を呈する。遺跡の周辺についてみると、僅か250mほどの間に標高差は18mに達している(図版I-①、第1図)。そのような扇状地の斜面を雑壇状に削平して田畠を整え、家が建てられ古くから人々の営みが持ち続けられてきたのである。また、大正になってからは学校敷地の拡張や県道の開通があり、そこには近時における集落景観の



第1図 調査地点配置図

0 10 20 30 40 50 M

原形が作り出されたとみてよい。遺跡の壊され方という面から考えれば、そのあたりまでを前段とすることができるであろう。そしてことに昭和40年代以降、現在もなお続いている土地利用の変容は後段としてよいであろう。かくして今や遺跡は壊滅の危機に曝されているのである。

このような土地利用の変遷と遺跡の遺存度との相関に思いをいたすとき、果してどの程度まで遺跡の範囲、現実には遺物包含層の拡がりを追うことができるのか、はなはだ心許ないものがあった。しかし、むしろ意外な場所で旧状を推し量るに足る徵候を把握することができたのは、まことに幸運といわねばなるまい。

### (3) 調査地点の配置と調査坑(第1図)

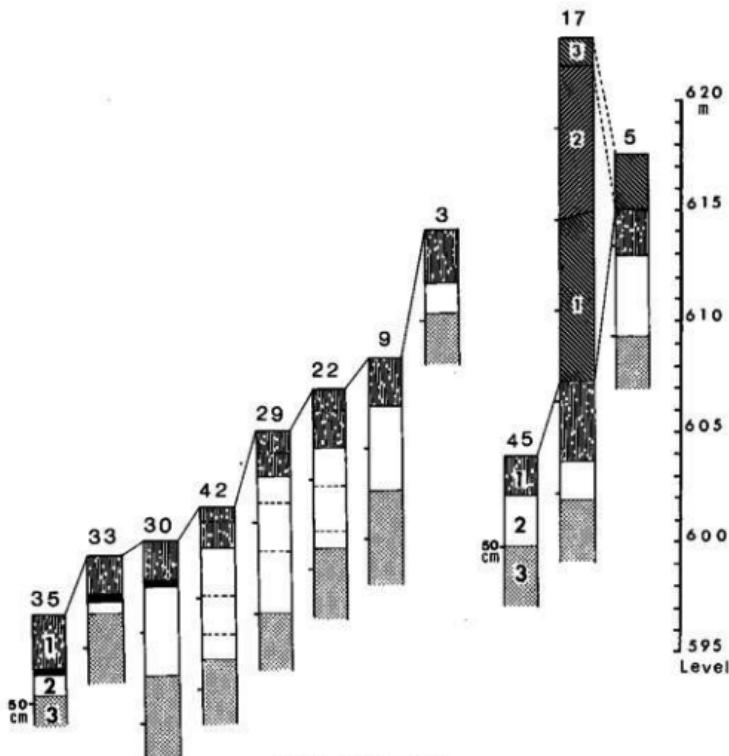
過去の知見に基けば、佐野遺跡の中心部は南小学校々庭と農協との間の地区、つまり今では農協駐車場にともかくも仮定せざるを得ないため、そこを基準に周囲の探索を行うことにした。だが扇状地の傾斜に対する横の拡がりについては、地形的にも建物・施設の配置からも多くを望めないことは明白であるので、主として縦の連続面を追跡することに観点を置いた。

大まかにいって、遺跡の拡がる可能性のある地域は、県道を挟んだ扇状地の上部と下部とに分けることが説明に便利であろうかと思われる。まず、県道の東南方向一扇状地の上方においては果樹園の樹間を縫い、または農家の庭先、小学校敷地など適宜な場所を選び、農協駐車場については既調査部分を避けて周辺部に重点を置き、合計29個所の調査地点を設定した。No.1～No.29の調査坑である。山ノ内町大字佐野字畠中1155・1156・1163・1164・1165・1166・1176(果樹園および農家の敷地)、1174-1・1175-1(駐車場)、1181(小学校敷地)の範囲に散在している。県道の西北方向一扇状地傾斜の下方は、以前一面に水田が続き、その中に農家が点在するような地域であった。今では県道沿いのかなりの部分が宅地となり、果樹園に転作した場所も少くない。調査地点は果樹園を主に宅地内などの空所を求めて、21個所に配置し、No.30～No.50にわたる調査坑とした。山ノ内町大字佐野字谷地 614・614-1・614-15・615・616・621・622・623・684・685に拡がる。

調査坑は各辺が正方位に向く2mの正方形としたが、周囲の状態でそれだけの面積をとれない地点や補助的に設定したものについては、1m×1mや1m×2mとした場合もある。No.40・No.45・No.47～No.50などである。

## (4) 土層の堆積状態 (第2図)

土層堆積の観察には、調査坑の北側壁面を利用した。そのうち、主要な地点における模式的なセクションを扇状地の傾斜に準據して配列したのが第2図である。レベルの対照は第1層上面で行ない、また、遺跡面の傾斜に沿う3・9・22・29・42・30・33・35の群と、遺跡をはずれた北東側の傾斜を示す5・17・45の群とを区別して図示してある。



第2図 土層の柱状図

昭和33年・34年の調査では、調査地区における土層の堆積を3層確認している。第1層は細かい礫の混入する褐色砂質の表土(耕作土)、第2層は細礫混入の黒色砂質土層、第3層は扇状地の基盤をなし、拳大の礫を多く含む黄褐色砂質土層であった。今回の調査で

もその見解は裏付けられているのであるが、断面図をとった調査坑の壁面に大きな礫などを含まずきれいに露呈できた地点では（図版Ⅲ-①）、第1層および第2層を更に細分することのできる様相が認められた。すなわち、第1層は細礫をあまり含有しない1a層と、かなりの細礫を夾雜する1b層に区別でき、第2層は夾雜する礫が比較的細かい2a層とそれに較べればやや粗い2b層、さらに第3層への漸移層で茶褐色を呈する2c層とに細分が可能であろうと思われる。柱状図では22・29・42の3地点について、それぞれの区別を点線で表わしている。

また、30・33・35地点の柱状図にみられる黒塗りの部分は、以前の水田の粘土床が酸化して橙色に染まった層であって、このほかにも31・36・38・39・40・41・43・47・48・49などの調査坑で認められている。いづれも湧水線に隣接する地域に存し、第1層と第2層との間に挟まれる。南小学校敷地内に位置する5・17の柱状図にみられる斜線は、客土層を示す。ことに校庭部分の16・17・18地点においては3層に及び、その厚さは2mに近い。急な斜面に広い平坦面を作出するには、周辺に至るとそれだけの土盛りが必要であったのである。

このようにして全調査坑の土層柱状図を照合するとき、第1層は10cm~50cm、第2層は5cm~75cmの堆積をもって、遺跡地だけではなく広く周辺地域に分布し、扇状地の傾斜に則応していることがわかる。従って、調査報告書『佐野』で校庭寄りのAトレンチ1区および2区においては第2層が認められず、第1層が直接第3層に続くとの記述があるのは、部分的な現象として理解しなければならなくなつた。

## (5) 遺構・遺物の状態

遺物の包含量が第2層に最も多く、第1層は概して少量、第3層では稀有であることも前回の調査結果と一致している。その状態をやや詳しく観察すると、第1層では上部より下部に偏し、第2層では上部・中部に較べると下部では少量化しており、もし細分土層に当てはめるとすれば、2a層・2b層>2c層>1b層の順になるであろう。そしてやはり、土器型式と層序との有機的な関係は認められなかった。なお、数基の集石址は基部を第3層直上に置き、上面を第2層上部に現わしている。

**遺構** いうまでもなく、この地域一帯は扇状地の砂礫地帯であるため、大小の礫が非常に多く夾雜し、たとえ礫が固まっている状態があつてもそれが純粹に自然の状態であるの

か、あるいは人工が加えられたものであるのか、外観だけでは判別に苦しむ場合がある。今回は明瞭な集石址が $22 \cdot 30 \cdot 42$ の3地点で検出された。

22調査坑の集石址は、下部で礫を並列した状態があり、その点前回調査のA-3区集石址と酷似している。北側には伏甕があり、第3層を浅く窪めたあたかも竪穴住居址の一角のような個所もある(図版II-①)。30調査坑における集石址は、既掘の同類の中ではおそらく最大級の規模となろう(図版III-②)。基底には2個のピットを伴い、その片方の周囲は焼けていた(図版IV-①)。42調査坑の集石址は形も整わず、用いられている礫に大形のものは少ない(図版IV-②)。

第1表 調査坑別遺物出土数一覧表

これらの集石址は、一定の形状や築かれ方をしておらず、ただ雑然と寄せ集められたような状態においても、焼けた石を多く混じえ、周囲や内部に多量の土器・石器、焼けた骨片(未鑑定、ただし人骨の可能性がある)、木炭、焼土などを含むことにおいても共通の特徴を有している。単なる日常生活のためのもの、または日常的な行為によって形成された遺構とは考えにくい状態を呈するが、さりとて何等かの意味をもつセレモニーの場・施設と想定するについても、一概にそうとばかりはいえない面が認められる。おびただしい量の土器と一緒に粗製土器片や、石器製作の過程で派生する剥片など日常生活に密着した遺物を含有するからである。とにかく集石址の性格については、なお後考にまつしかない。

**遺物** 調査区域における遺物の分布状態は、「調査坑別遺物出土数一覧表」で判断することができるであろう。総じて22・30・42調査坑の集石址附近に集中し、また、県道際の駐車場下部に位置する29調査坑にも密度が高かったことは、従来の所見と変るところがない現象といえる。ただ、扇状地のかなり下方に当る30調査坑で最大の出土量を示し、さらに包含層は拡がって36調査坑のような調査区域の末端にまで達する事実は、はじめに述べたように全く予想し得なかったことであった。他方、16・17・18・44・45・46地点を設定した北東側方面一小学校々庭とその下方には包含層が存在しなかった点、および駐車場上方に配置した1~15地点のうち、駐車場に近い9・10両調査坑で僅少な土器片の出土をみたにすぎないことは、むしろ予測されていた事柄に属し、遺跡の限界を示唆するものもっている。

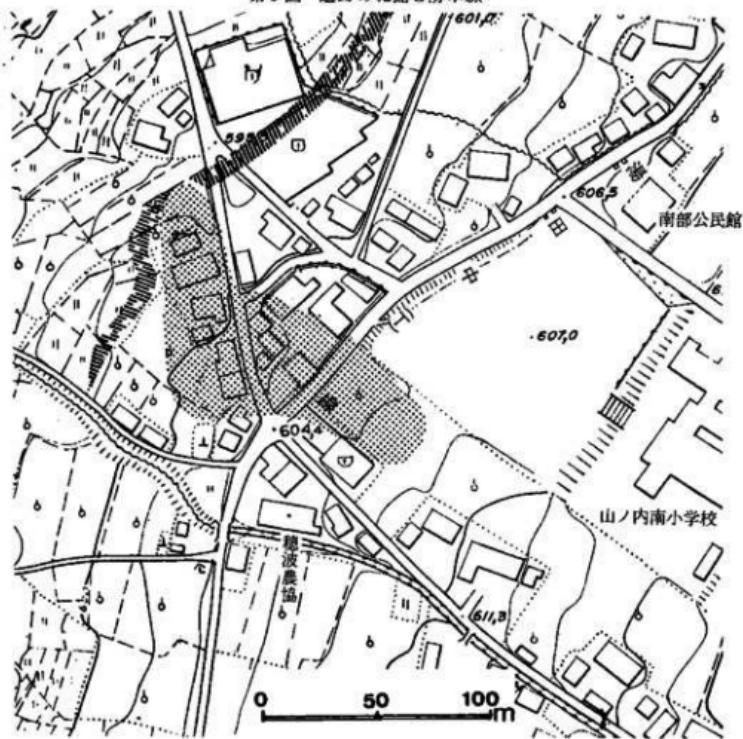
今回出土した遺物には、若干の注意すべき様相があるので、その要点を略記しておこう。第一には佐野Ⅱ式や亀ヶ岡系の土器に幾つかの良好な新事例が存することと、今まで知られていなかった晩期末の粗製土器が混じっていることである。第二には最近松本市女鳥羽川遺跡で発見された大形土偶に類する頭部がみつかったこと、第三には完好な打製石斧の出土があったことであろう。佐野遺跡では明瞭な打製石斧の存在が認められていないのであるが、ここにその定形を加えたことになる。打製石鎌の出土量がやはり顕著に保たれていることもまた、併記しておくべきであろう。

## (6) 結　　び— 遺跡の範囲

以上に述べてきた結果によって、本調査の目的である遺跡範囲の想定を試みるならば、およそ次のようにまとめられるであろう。

層状地の傾斜に対する遺跡の上限(東南限)が9・10地点あたりに求められることは、遺物出土の状況から推して論をまたないところである。同様にして下限(西北限)も34・36地点附近として大過ないであろう。次いで横の範囲をみると、北東限が16・17・18・44・45・46地点の設定された小学校々庭や県道を距てた下方の字谷地 613北半・684・685に達していないことは明白である。また、駐車場の農協売店際に配した23・24・25地点の状況からして、それらが包含地のはずれに近いことを思わせる。従って、遺跡西南限はその附近からあまり離れていないところにあるはずである。そうしてみると、包含層の拡がりは農協駐車場一円から県道宮村・湯田中線を潜り、さらに県道中野・角間線を越して層状地の下方に伸びていることになるであろう。その模様を図化するとすれば、第3図網目の部分のように表わされよう。全体としては、字畠中1173(一部)・1174-1・1175-1

第3図 遺跡の範囲と湧水線



・1176(一部)、字谷地 613(一部)・614(中野・角間線以北の部分)・614-1・614-5・  
614-6・614-11・614-13・614-14・614-15・614(内角間川沿いの部分の一角)・  
615・616・621(一部)・622・623(一部)に關係地番がまたがることになる(図版I-②)。

このようにして想定された遺跡地の地形的な條件を考えると、ちょうど扇状地を形成した内角間川の流路と扇状地の末端、大体 595m 等高線に平行した湧水帯(第3図斜線の部分)の交叉部に立地しており、下端と側面の2方を川の流路と湧水帯とに規制され、それらの内側に拡がる砂礫地帯の端に「く」の字形に伸びる包含層が、所により様相を変えながら存在し、しかも主包含層としての第2層の状態をみれば、土地利用の度重なる変化にもかかわらず、こまぎれに分断されていると思えないことは重要である。

しかしながら、包含層の拡がり—包含地がそのまま遺跡地全体を表示するものでなく、遺跡を特定年代における一地域集団の集落として考えるならば、遺構・遺物の分布する部分だけではなく、現在にその痕跡を残さない空閑部分も当然集落としての機能構成上、考慮されなければならないことになるであろう。とはいいうものの、佐野遺跡の現状では、そこまでも含めて検討する余地がないので、今は包含地を一般的な意味での遺跡の範囲として認定せざるを得ないのである。

終りに、佐野遺跡がどのような形で今後保存されるようになるのか、未だ予測できる段階ではないが、保存を提唱した側としては、単に声高に保護保存の必要を叫ぶだけでなく、早急に具体的な保存活用の方策を立案し、世に提示しなければならない責務があることを自戒として、結びの言葉に代えたいと思う。



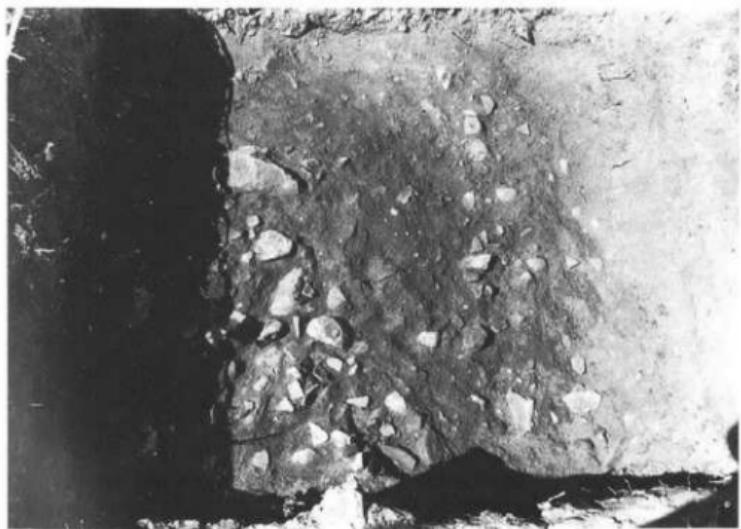
① 遺跡遠景(西方より)



② 遺跡全景(南方より)



① 22 調査坑集石址(基部)



② 29 調査坑遺物出土状態



① 29 調査坑北壁の層位



② 30 調査坑集石址(上部)



① 30 調査坑集石址(下部)



② 42 調査坑集石址(上部)

## 佐野遺跡範囲確認調査報告

昭和50年12月20日印刷

昭和50年12月25日発行

④ 381-04長野県下高井郡山ノ内町  
発行 長野県下高井郡山ノ内町教育委員会  
印刷 信毎書籍印刷株式会社

